

議事要旨(1)企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

冒頭に西川副委員長より、本適用指針は本日公表議決を予定している旨、説明がなされた。続いて、波多野研究員から、本適用指針の主な改正箇所について、最終確認のための説明がなされた。また、本適用指針の改正に伴い、設例の追加・修正を行なっている旨、説明がなされた。

審議の中では、出席した委員から次の発言があった。

- 本適用指針の概要にある「その他(2)非適格合併等における税務上ののれんの税効果」に関する概要説明が、本適用指針の記載よりも詳しくなっており、不整合ではないか。
- 本適用指針の概要にある「その他(1)連結財務諸表原則を適用すべき企業結合に関する会計処理及び開示の取扱い」に関する概要説明に、「連結財務諸表原則に定めのない事項について企業結合基準の定めを適用して会計処理することが適当と考えられる場合には、企業結合基準の定めに基づいて会計処理することができる」とあるが、企業結合基準の定めを適用して会計処理することが適当と考えられる場合にそれを強制適用しなかった理由は何か。

これらに対して、事務局よりそれぞれ次のように回答があった。

- 前者について、本適用指針の概要にある記載は、概要説明においてのみ改正の理由を明らかにするために追加的に記載したものであったが、本適用指針本文について字句修正が必要か検討する。
- 後者について、本適用指針で強制規定を設けることは、連結財務諸表原則にない定めを企業結合会計基準で定めることになるため、強制としていない。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者11名全員の賛成により、本適用指針の公表が承認された。

以上